

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	自立支援医療費(精神通院医療費)の支給に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鹿児島県は、自立支援医療費(精神通院医療費)の支給に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うに際し、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

- ・本事務において用いるシステムの利用にあたっては、内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、ID及びパスワードによるアクセス制限、利用可能端末の制限等の対策を講じる。
- ・外部からの当該システムに対するアクセスを制限し、責任者の許可がある場合を除く外部への情報資産の送付及び持出し並びに外部における情報処理作業を禁止する等、情報漏洩に対する対策を講じる。
- ・当該システムの保守業務を外部事業者に委託する際には、当該事業者との契約において個人情報取扱特記事項に従い、当該事業者に対し、個人情報の保護のための措置を講じること等を義務付ける。

## 評価実施機関名

鹿児島県知事

## 公表日

令和8年3月30日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	自立支援医療費(精神通院医療費)の支給に関する事務
②事務の概要	<p>【概要】 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、自立支援医療費(精神通院費)の支給に関連する事務を行う。</p> <p>【具体的内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自立支援医療費(精神通院)の支給認定の申請の受理、審査又はその申請に対する応答に関する事務</li> <li>・自立支援医療費(精神通院)受給者証に関する事務</li> <li>・自立支援医療費(精神通院)の支給認定の変更に関する事務</li> <li>・自立支援医療費(精神通院)の支給認定の取消しに関する事務</li> <li>・自立支援医療費(精神通院)の支給認定の申請内容の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</li> <li>・自立支援医療費(精神通院)の支給に関する事務</li> </ul> <p>&lt;Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報連携のため、本県は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。</li> <li>・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。</li> <li>・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。</li> </ul>
③システムの名称	自立支援医療(精神通院)及び精神保健福祉手帳システム、中間サーバ、統合宛名システム、Public Medical Hub(PMH)
2. 特定個人情報ファイル名	
自立支援医療(精神通院)受給者証の登録者情報	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>○番号法第9条第1項 別表 117の項</li> <li>○番号法19条6号(PMHを活用した情報連携に係るデジタル庁への委託)</li> </ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 実施する ]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>●特定個人情報の照会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表144, 145, 146の項</li> </ul> </li> <li>●特定個人情報の提供 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表42, 80, 125, 144, 161の項</li> </ul> </li> </ul>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	精神保健福祉センター
②所属長の役職名	所長
6. 他の評価実施機関	
なし	

<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	・精神保健福祉センター 所在地:郵便番号890-0021 鹿児島市小野1丁目1番1号 電話番号:099-218-4755
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	・精神保健福祉センター 所在地:郵便番号890-0021 鹿児島市小野1丁目1番1号 電話番号:099-218-4755
<b>9. 規則第9条第2項の適用</b> [ ]適用した	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	[ 1万人以上10万人未満 ] 令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	[ 500人未満 ] 令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	[ 発生なし ]

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ <input type="radio"/> ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	① 「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。 ・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。 ・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報による照会を原則とすること。 ・複数人での確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行っていること。 ・更新時には、本人からマイナンバーを取得し、登録されているマイナンバーに誤りがないか、確認すること。 ② 特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面毎に人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	

9. 監査	
実施の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 特に力を入れている</li> <li>2) 十分に行っている</li> <li>3) 十分に行っていない</li> </ol>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <span style="float: right;">[ <input type="checkbox"/> ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する</span>	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 9) 従業者に対する教育・啓発 <input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li> <li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>9) 従業者に対する教育・啓発</li> </ol>
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 特に力を入れている</li> <li>2) 十分である</li> <li>3) 課題が残されている</li> </ol>
判断の根拠	毎年度、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度任用職員を含む。)等に対し、教育研修を実施している。各研修については受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。また、所内で漏洩等のヒヤリハット事案が発生した際等には、再発防止策等の周知を行っている。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月31日	しきい値判断項目・時点係数	平成26年3月31日時点	平成28年4月1日時点	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成28年11月30日	関連情報・特定個人情報ファイルを取り扱う事務・事務の概要・具体的内容	【具体的内容】 ・自立支援医療の支給 ・自立支援医療の支給認定の変更	【具体的内容】 自立支援医療費の申請受理 自立支援医療費の支給認定 自立支援医療費の支給認定の変更の申請の受理 自立支援医療費の支給認定の変更 自立支援医療費の支給認定の申請内容変更 自立支援医療費の支給認定の取消し	事後	データ標準レイアウトの改版に伴う修正
平成28年11月30日	関連情報・4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携の②法令上の根拠	○番号法第19条第7号 別表第二 ・特定個人情報の照会 108の項, 109の項, 110の項 ・特定個人情報の提供 なし ○番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・主務省令で定める事務 第55条第3号, 同条第4号 ※番号法別表第二第109の項及び110の項に係る主務省令は未制定です。 ・主務省令で定める情報 なし	○番号法第19条第7号 別表第二 ・特定個人情報の照会 108の項, 110の項 ・特定個人情報の提供 8の項, 11の項, 16の項, 20の項, 26の項, 53の項, 56の2の項, 87の項, 108の項, 116の項 ○番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・主務省令で定める事務 第55条第3号, 同条第4号 ※番号法別表第二第110の項に係る主務省令は未制定です。 ・主務省令で定める情報 第7条, 第10条, 第12条, 第14条, 第19条, 第27条, 第30条, 第44条, 第55条, 第59条の2	事後	データ標準レイアウトの改版に伴う修正
平成29年4月28日	しきい値判断項目・時点係数	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成30年11月15日	関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携の②法令上の根拠	○番号法第19条第7号 別表第二 ・特定個人情報の照会 108の項, 110の項 ・特定個人情報の提供 8の項, 11の項, 16の項, 20の項, 26の項, 53の項, 56の2の項, 87の項, 108の項, 116の項 ○番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・主務省令で定める事務 第55条第3号, 同条第4号 ※番号法別表第二第110の項に係る主務省令は未制定です。 ・主務省令で定める情報 第7条, 第10条, 第12条, 第14条, 第19条, 第27条, 第30条, 第44条, 第55条, 第59条の2	●特定個人情報の照会 ・番号法別表第二 108の項, 109の項, 110の項 ・法別表第二主務省令 第55条, 第55条の2, 第55条の3 ●特定個人情報の提供 ・番号法別表第二 26の項, 56の2の項, 87の項, 108の項 ・法別表第二主務省令 第19条, 第30条, 第44条, 第55条	事前	データ標準レイアウト(H30.7版)の改版に伴う修正(情報照会根拠・法別表第二項番109の追加他)
平成30年5月31日	しきい値判断項目・時点係数	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成30年5月31日	I, 5, ②	精神保健福祉センター所長 竹之内 薫	所長	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和1年6月24日	しきい値判断項目・時点係数	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	再実施に係る修正。(軽微な修正)
令和1年6月24日	IV リスク対策	項目なし	項目追加(様式の改正による)	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和2年5月25日	しきい値判断項目・時点係数	平成31年4月1日時点	2020/4/1	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和3年5月28日	しきい値判断項目・時点係数	2020/4/1	2021/4/1	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和4年6月2日	しきい値判断項目・時点係数	2021/4/1	2022/4/1	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和5年6月14日	しきい値判断項目・時点係数	2022/4/1	2023/4/1	事後	再実施に係る修正。(軽微な修正)
令和6年8月27日	しきい値判断項目・時点係数	2023/4/1	2024/4/1	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和6年8月27日	個人番号の利用 法令上の根拠	○番号法第9条第1項 別表第一 84の項 ○番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第60条	○番号法第19条第8項 別表 117の項 ○番号法第19条第8項に基づく主務省令 第147条	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和6年8月27日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	●特定個人情報の照会 ・番号法別表第二 108の項, 109の項, 110の項 ・法別表第二主務省令 第55条, 第55条の2, 第55条の3 ●特定個人情報の提供 ・番号法別表第二 26の項, 56の2の項, 87の項, 108の項 ・法別表第二主務省令 第19条, 第30条, 第44条, 第55条	●特定個人情報の照会 ・番号法第19条第8項 別表 117の項 ・番号法第19条第8項に基づく主務省令第147条 ●特定個人情報の提供 ・番号法第19条第8項 23の項, 55の項, 95の項, 117の項 ・番号法第19条第8項に基づく主務省令 第44条, 第82条, 第127条, 第147条	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月8日	I-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	【概要】 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、自立支援医療費(精神通院費)の支給に関連する事務を行う。 【具体的内容】 自立支援医療費の申請受理 自立支援医療費の支給認定 自立支援医療費の支給認定の変更の申請の受理 自立支援医療費の支給認定の変更 自立支援医療費の支給認定の申請内容変更 自立支援医療費の支給認定の取消し	【概要】 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、自立支援医療費(精神通院費)の支給に関連する事務を行う。 【具体的内容】 ・自立支援医療費(精神通院)の支給認定の申請の受理、審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・自立支援医療費(精神通院)受給者証に関する事務 ・自立支援医療費(精神通院)の支給認定の変更に関する事務 ・自立支援医療費(精神通院)の支給認定の取消しに関する事務 ・自立支援医療費(精神通院)の支給認定の申請内容の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ・自立支援医療費(精神通院)の支給に関する事務	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和7年9月8日	I-3. 個人番号の利用 法令上の根拠	○番号法第19条第8項 別表 117の項 ○番号法第19条第8項に基づく主務省令 第147条	○番号法第9条第1項 別表 117の項	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和7年9月8日	I-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	●特定個人情報の照会 ・番号法第19条第8項 別表 117の項 ・番号法第19条第8項に基づく主務省令第147条 ●特定個人情報の提供 ・番号法第19条第8項 23の項, 55の項, 95の項, 117の項 ・番号法第19条第8項に基づく主務省令第44条, 第82条, 第127条, 第147条	●特定個人情報の照会 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表144, 145, 146の項 ●特定個人情報の提供 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42, 80, 125, 144, 161の項	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和7年9月8日	II-1. しいき値判断項目(対象人数)・時点係数	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和7年9月8日	II-2. しいき値判断項目(取扱者数)・時点係数	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和7年9月8日	IV-8. 人手を介在させる作業		①「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。 ・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。 ・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報による照会を原則とすること。 ・複数人での確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行っていること。 ・更新時には、本人からマイナンバーを取得し、登録されているマイナンバーに誤りがないか、確認すること。 ② 特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面毎に人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	事後	新様式変更に伴うもの
令和7年9月8日	IV-11. 最も優先度が高いと考えられる対策		十分である。 毎年度、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度任用職員を含む。)等に対して、教育研修を実施している。各研修については受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。また、所内で漏洩等のヒヤリハット事案が発生した際等には、再発防止策等の周知を行っている。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。	事後	新様式変更に伴うもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月30日	②事務の概要	<p>【概要】 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、自立支援医療費(精神通院費)の支給に関連する事務を行う。</p> <p>【具体的内容】 ・自立支援医療費(精神通院)の支給認定の申請の受理、審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・自立支援医療費(精神通院)受給者証に関する事務 ・自立支援医療費(精神通院)の支給認定の変更に関する事務 ・自立支援医療費(精神通院)の支給認定の取消しに関する事務 ・自立支援医療費(精神通院)の支給認定の申請内容の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ・自立支援医療費(精神通院)の支給に関する事務</p>	<p>【概要】 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、自立支援医療費(精神通院費)の支給に関連する事務を行う。</p> <p>【具体的内容】 ・自立支援医療費(精神通院)の支給認定の申請の受理、審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・自立支援医療費(精神通院)受給者証に関する事務 ・自立支援医療費(精神通院)の支給認定の変更に関する事務 ・自立支援医療費(精神通院)の支給認定の取消しに関する事務 ・自立支援医療費(精神通院)の支給認定の申請内容の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ・自立支援医療費(精神通院)の支給に関する事務</p> <p>&lt;Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務&gt; ・情報連携のため、本県は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。</p>	事前	PMHを活用した情報連携に係る公費医療費助成事務の追加に係る修正
令和8年3月30日	③システムの名称	自立支援医療(精神通院)及び精神保健福祉手帳システム、中間サーバ、統合宛名システム	自立支援医療(精神通院)及び精神保健福祉手帳システム、中間サーバ、統合宛名システム、Public Medical Hub(PMH)	事前	PMHを活用した情報連携に係る公費医療費助成事務の追加に係る修正
令和8年3月30日	3.個人番号の利用法令上の根拠	○番号法第9条第1項 別表 117の項	○番号法第9条第1項 別表 117の項 ○番号法19条6号(PMHを活用した情報連携に係るデジタル庁への委託)	事前	PMHを活用した情報連携に係る公費医療費助成事務の追加に係る修正